

# 令和6年度決算特別委員会会議録

令和7年9月26日(金)

(開会) 10:00

(閉会) 14:08

## ○委員長

ただいまから令和6年度決算特別委員会を開会いたします。

「認定第1号 令和6年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」から「認定第10号 令和6年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」までの10件を一括議題といたします。

第9款 消防費から第13款 災害復旧費について、148ページから177ページまでの質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されております、151ページ、教育総務費、事務局費、スクールカウンセラー等配置事業費について、石川委員の質疑を許します。

## ○石川委員

昨日は花火大会お疲れさまでした。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、成果説明書100ページ、スクールカウンセラー等配置事業についてお尋ねします。

「スクールカウンセラー等」とありますが、スクールカウンセラーのほかは誰のことなのか、お尋ねします。

## ○学校教育課長

こちらは、スクールカウンセラーのほかはスクールソーシャルワーカーのことを指しております。

## ○石川委員

相談事業を利用する手続についてお尋ねします。

## ○学校教育課長

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、いずれにおきましても、相談は原則予約制としております。相談を希望される児童生徒、保護者、教師がいらっしゃる場合は、学校長から教育研究所に依頼があり、相談日時を確定する流れとなっております。

ただし、緊急性を伴う相談や一度に多くの相談を受ける状況が生じた場合は、別途調整をして相談に当たることとしております。

## ○石川委員

スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置状況についてお尋ねします。

## ○学校教育課長

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーともに本市では5名ずつ、スクールカウンセラー5名、スクールソーシャルワーカー5名を配置しております。

## ○石川委員

臨床心理士のスクールカウンセラーを5名、社会福祉士のスクールソーシャルワーカーが5名で、10名ということですね。

目標達成度のカウンセラー等の相談件数を見ると、令和5年度と比較して1464件増えています。相談件数は現在も増加しているのか、お尋ねします。

## ○学校教育課長

相談件数につきましては、令和3年度が2362件、令和4年度が2989件、令和5年度が2402件、令和6年度が3866件となっております、総じて増加傾向にあります。

○石川委員

成果と課題において、相談件数が多いので学校や利用者の偏りが生じないように調整を進めていくとありますが、どのような対応をしているのかお尋ねします。

○学校教育課長

相談件数は児童生徒の状況により一律とはなりません。相談件数を平準化するというのではなく、支援を必要とする児童生徒や保護者に対して、漏れなく適切な時期にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用ができるように、各学校には通常時の生活観察や定期アンケート等によりこどもたちの状況を把握していくように取り組むことを指示しております。

○石川委員

やはり相談件数が多い状況なのですが、現行の人員配置で対応が可能なのかどうか、お尋ねします。

○学校教育課長

まず、スクールカウンセラーにつきましては、市の任用の5名以外に県が任用しているカウンセラーも併用し、相談希望者への対応が適切な時期に行うことができている、現行の体制で問題はないと考えております。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、配置数を令和2年度に1名から2名に、令和3年度に2名から3名に、令和4年度に3名から5名に増員したことにより、相談希望者への対応が適切な時期に行うことができるようになっておりますが、相談件数の増加や相談内容の複雑化が見られておりまして、現行の人員体制で十分かを、今後、検証してまいりたいと考えております。

○石川委員

徐々にスクールソーシャルワーカーの方を増やされているということですが、配置数の増員についてお尋ねします。

○学校教育課長

不登校児童生徒の増加や家庭環境に不安を抱える保護者も多くなってきておりまして、こどもを取り巻く環境は多様化が急速に進んでおります。このような状況を踏まえ、相談件数の増減や相談内容も把握しながら、配置数については適時検討してまいりたいと考えております。

○石川委員

毎日、こどもを見てくださっている学校ですけれども、学校が忙しい様子を感じて相談してもよいのだろうかとお躊躇される保護者の方や、こんなことも相談してよいのかと迷われている方もいらっしゃると思います。そうした方々の声には本質的な課題が含まれていることも少なくありません。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに安心して相談できる体制づくりと相談窓口の積極的な周知を今後も継続して推進してください。

○委員長

次に、151ページ、教育総務費、事務局費、適応指導教室運営事業費について、石川委員の質疑を許します。

○石川委員

続きまして、151ページ、教育総務費、事務局費の適応指導教室運営事業費についてお尋ねします。適応指導教室運営事業費決算額37万4376円の内訳についてお尋ねします。

○学校教育課長

適応指導教室運営事業費の内訳につきましては、運営に係る消耗品費、通信運搬費、器具費、図書費のほか、全国適応教室連絡協議会負担金、いじめ不登校問題連絡協議会の委員報酬、費用弁償となっております。

○石川委員

この決算額には適応指導教室で指導されている職員の給与は含まれていないということでしょうか。

○学校教育課長

適応指導教室運営事業費には含まれておりません。

○石川委員

それでは、適応指導教室の運営体制についてお尋ねします。

○学校教育課長

所長1名、指導に当たる職員1名の2名となっております。いずれも会計年度任用職員となっております。

○石川委員

次に、適応指導教室に通っている現在の児童生徒数についてお尋ねします。

○学校教育課長

通所する人数は日によって変わりますが、現在は合計で中学生12名が在籍しております。

○石川委員

適応指導教室に通われている生徒さんは市内全域から通われているのでしょうか。

○学校教育課長

現在通所している生徒は適応指導教室がある穂波地区の中学校の生徒が多い状況となっております。

○石川委員

それではどのような支援を行っているのかお尋ねします。

○学校教育課長

適応指導教室に通っている生徒には、個々の状況やニーズに応じた学習支援、相談、体験活動を実施しております。生徒が在籍している学校とは、適応指導教室での生徒の状況や、在籍校に通学したときの情報交換を随時行い、適切な支援内容について協議を実施しております。

また、保護者については、生徒の状況の報告や相談業務を実施しております。

○石川委員

体験活動はどのような内容を実施されているのかお尋ねします。

○学校教育課長

適応指導教室では九州工業大学と連携し、化学実験やプログラミングを年に複数回実施しております。また、庄内生活体験学校での収穫体験、調理体験なども実施しております。

○石川委員

体験活動を通じて社会的に自立できる力を養う教育支援を行っているということで、先日の一般質問でもお尋ねしましたが、適応指導教室に通所されている児童生徒は学校の出席扱いになるということでした。多様な学び方の一つとして子どもたちにとって大切な学びが保障された場であると思います。

この適応指導教室という名前を変更していただきたいと思っております。また、学校には教員免許を持った教員がいて、財政的にも環境が整えられております。教育委員会には子どもたちの誰一人取り残されない学びの保障に向け、引き続き、ご尽力いただきますようお願いいたします。

○委員長

次に、154ページ、教育総務費、人権教育費、人権問題市民意識等調査委託料について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

追加資料135ページから説明をお願いします。

○人権・同和政策課長

人権問題市民意識等調査委託料に関する契約書の写しを135ページのほうに添付しております。この調査の履行期間につきましては令和6年5月11日から令和7年3月31日までとなっております。請負代金309万1千円、受注者、公益財団法人福岡県人権研究所、理事長 新谷恭明となっております。以下、契約書類を添付しております。138ページには、本調査委託に関する仕様書のほうを添付しております。

○川上委員

意識調査はするが、2024年度生活実態調査を行わない理由を部落解放同盟に回答した内容を伺います。

○人権・同和政策課長

本市における前回の生活実態調査につきましては平成26年に実施をしております。その後、平成28年12月に国において部落差別の解消の推進に関する法律が制定、施行されております。本市では平成30年4月に日本国憲法や部落差別解消推進法など、差別の解消を目的とした法令の理念にのっとり、飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例を施行しております。

この法律と条例において、施策の実施に資するための差別の実態に係る調査を実施することになっております。国の法律制定に際して、参議院法務委員会で附帯決議を付されており、調査の実施について、調査により新たな差別を生むことがないように留意することとされております。

国は部落差別解消推進法制定後の平成30年から令和元年度にかけて部落差別の実態に係る調査を実施しておりますが、その調査に先立って、調査の類似事項や手法の検討などがなされ、新たな差別を生まないために人や地域を特定することを伴う調査は実施しないことが肝要とした上で、生活実態調査は実施すべきではないと判断をしております。

調査の手法としまして、一般国民の意識調査、国や地方で把握している差別事例やインターネット上の部落差別に係る調査とするとした判断がされておりました。令和2年6月に法務省人権擁護局より発表された部落差別実態調査に係る調査結果報告書でそのことが明らかになっております。本市の条例が国の部落差別解消推進法の理念にのっとりしていることから、本市における差別の実態調査の実施に際しましては、調査に関する留意事項として国の判断に準じて行うべきものと判断し、令和6年度におきましては差別の実態調査として飯塚市人権問題市民意識調査を実施することを回答しております。

○委員長

次に、154ページ、教育総務費、人権教育費、人権教育・啓発基本指針推進事業費について、石川委員の質疑を許します。

○石川委員

それでは、154ページ、教育総務費、人権教育費の人権教育・啓発基本指針推進事業費について、成果説明書102ページについて質問いたします。

この調査事業を実施し、報告書が作成されておりますが、調査結果における成果と課題、また、今後の展望をお示しください。

○人権・同和政策課長

人権教育・啓発基本指針推進事業として令和6年度に人権問題市民意識調査を実施いたしました。この意識調査は様々な人権問題に関する市民意識の現状や変化について検証するため、18歳以上の市民3千人を対象に調査票を郵送し、1161通の回答を頂きました。今回の調査結果と調査の成果といたしましては、前回調査で課題と考えられた問題をさらに詳しく分析するための設問を設置したこと、また、社会変化に伴う新たな課題に関する設問を取り入れ、考察したことが成果でございます。

具体的には、前回調査において人権が侵害された場合の対処の仕方について調査をしたところ、行政など公的機関に相談するという割合が14.7%と低い結果であったことを踏まえ、市民に関係の深い7つの相談窓口の認知度を調査いたしました。その結果、人権に関する相談窓口の認知が市民に十分浸透していないことが明らかになりました。また、新型コロナウイルス感染症をはじめ、様々な感染症に関する意識の実態を把握するため、感染症による人権侵害に関する問題を新たに設問として追加いたしました。その結果、感染症について、地域社会での正しい知識と理解が十分ではないという課題が浮かび上がっております。

また、課題といたしましては、前回調査において、啓発事業への継続・反復した参加の有無によって人権問題に対する意識の違いがあらわれているなど、人権意識高揚のための教育啓発が極めて重要なことが判明しております。しかし、今回調査において、ここ5年間で飯塚市が主催する啓発行事に参加したことがないと回答された方が78.2%という結果になっておりまして、今後の啓発活動において、市民への周知方法、あるいは、開催方法を工夫する必要がありますことが課題として明らかとなっております。

○石川委員

それでは、調査結果を踏まえた事業を行っていただきますようお願いしたいんですが、今後の展望としてはどういったことがありますでしょうか。

○人権・同和政策課長

今後の展望といたしましては、この調査結果を踏まえ、飯塚市人権教育・啓発実施計画の見直しや、各種人権施策の推進に活用していくこととしておりまして、より一層、人権尊重のまちづくりの推進に取り組んでまいります。

○石川委員

調査結果の成果と課題について分かりました。

では、今回の調査事業において、調査方法などには課題はありましたでしょうか。

○人権・同和政策課長

今回の調査における回収率は38.9%と前回調査での回収率40.3%と比較すると1.4ポイント減少しております。また、若い世代の回収率が20%という結果からも、幅広い世代に回答していただく工夫が必要であると考えております。

今後、本調査を実施するに当たっては、調査方法についてインターネットを活用するなど、回収率を向上させるための研修をしたいと考えております。

○石川委員

調査方法について全庁的に課題を共有し、協議していただきたいと思っております。

○委員長

次に、155ページ、小学校費、学校管理費、159ページ、中学校費、学校管理費、児童健康診断手数料について、生徒健康診断手数料について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

私のほうから、155ページの小学校費の児童健康診断手数料及び159ページの中学校費、生徒健康診断手数料についてお尋ねします。小学校については400万3978円、中学校の生徒健康診断手数料については284万7658円です。それぞれの健康診断の手数料の内訳についてお聞かせください。その際、受診した人数と診断項目ごとの単価についてお尋ねいたします。

○教育総務課長

事業内容が同一であるため、小学校費及び中学校費を併せて答弁させていただきます。この健康診断手数料は、学校保健安全法に基づき児童生徒の健康診断を実施する際に必要となる手数料でございます。診断項目には全児童生徒を対象とした尿検査に係る腎臓検診、小学校1年生及び中学校1年生を対象とした心臓検診並びに該当者のみを対象とする結核精密検査が含ま

れております。

受診した人数につきましては、小学生が延べ7933人、中学生が延べ4230人で合計1万2163人が受診しております。

各診断項目の単価については、尿検査に係る1次検査は1件308円、2次検査は1件330円。次に、心臓検査に係る1次検査は1件1650円、2次検査は1件2200円。次に、結核精密検査に係る胸部エックス線検査は1件2420円となっております。この金額の合計が決算書のとおり小学校費で400万3978円、中学校費で284万7658円となっております。なお、毎年度、各学校において内科、眼科、耳鼻科、歯科の健康診断を実施しておりますが、これらにつきましては学校医及び学校歯科医への報酬として支出しており、本手数料には含まれておりません。

○金子委員

延べ人数でおっしゃっていただきましたが、小学校では腎臓検診が7933人、中学校では4230人ということですが、ただいま答弁にありました学校医及び学校歯科医の報酬というふうにおっしゃいましたけども、このところについて決算書にどのように示されているのか、また、その積算についてお尋ねいたします。

○教育総務課長

学校医及び学校歯科医の報酬につきましては、飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則に定められております。学校医、学校歯科医ともに報酬の額は同額で、1校1科につき年額15万3千円と、児童生徒加算1人につき年額で300円となっております。なお、児童生徒の加算につきましては、5月1日現在の在籍児童生徒数となっております。

○金子委員

その学校医及び学校歯科医の報酬というのは、決算書には学校医及び薬剤師報酬とある、こちらのことでしょうか。

○教育総務課長

すみません、小学校費で申します。決算書の155ページがございます。その中に、その他の学校管理費という中段のところにありますけども、この中のその下、学校医及び薬剤師報酬2305万4200円の中に含まれております。

○金子委員

つまり、この決算書には、健康診断には2種類の健康診断の表示があって、一つは腎臓検診や心臓検診並びに結核精密検査が書かれていて、それは受診した方で計算されている。そしてもう一つは、内科、眼科、耳鼻科、歯科のものについては、学校医及び薬剤師報酬の中に含まれているということですよ。はい、分かりました。

では、この全児童生徒のうち受診者数と未受診者数の数について、また、小学校、中学校の内訳についても教えてください。

○教育総務課長

診断項目のうち内科健診の受診者数について回答させていただきます。令和6年度の健診対象の児童生徒数は延べ9811人であり、そのうち受診者は9310人、未受診は501人となっております。これにより受診率は94.8%となっております。

その内訳としましては、小学校児童数6619人に対し受診者は6392人、未受診は227人で、受診率は96.5%、中学校生徒数3192人に対し受診者は2918人、未受診は274人で、受診率は91.4%となっております。

○金子委員

この数、私はすごく多くて衝撃的だと思います、中学校で91%、約1割の児童や生徒が受けていない。また、小学校は受診率が96.5%、3.5%のこどもたちが受けていない状

況、合わせて約91.4%の受診率、全部合わせて501人、相当な数だと思います。何とかしなければならないというふうに私はすごく感じておりますが、この受診していない理由は何か、お聞かせください。

○教育総務課長

こちらは健診当日の欠席が主な理由となっております。

○金子委員

かぜ等で欠席されたこともあると思いますけども、未受診となった場合の対応についてお聞かせください。

○教育総務課長

受診項目にもよりますが、健診日が複数日程組まれている学校においては、可能な限り別日に振り替えて受診できるように対応いたしております。一方、健診日が1日しか設定されていない学校では、振替が困難なため、基本的な対応としまして、学校養護教諭が身長、体重測定、視力、聴力検査等の健診を実施するようにいたしております。また、未受診となった児童生徒につきましては、個別に未受診である旨を保護者の方へ通知し、医療機関での受診を促しているところでございます。

○金子委員

3段階あって、1つは別日があれば受診してもらおう。そして、1日しかない場合は、来た子に養護教諭が身長、体重、視力、聴力等を健診する。そして、どちらも未受診だった場合は、個別に保護者に通知して、医療機関への受診を促すということですよ。

では、健診当日に欠席と言われましたけど、その中に不登校児童生徒は含まれているでしょうか。

○教育総務課長

学校から提出された実施状況報告書における欠席という理由には、欠席状態にある不登校の児童生徒も含まれているものと考えております。

○金子委員

その子たちが不登校かどうかは確認されていないということによろしいですか。

○教育総務課長

個別の具体的な内容については把握しておりませんし、また、実態としてその子が不登校であるかということも、今のところは把握しておりません。

○金子委員

では、令和6年度の不登校児童生徒は何人か、教えてください。

○教育総務課長

令和6年度の不登校児童生徒は、小学生233人、中学生294人の合計527人となっております。なお、この人数は、病気や経済的理由によるものを除き、年間30日以上欠席した児童生徒を不登校としてお答えしておりますので、年度当初に行う、6月までに実施する健康診断と年間を通した不登校生徒の人数は整合するものではございません。

○金子委員

確かに健康診断は6月ぐらいに実施されますので、当日、未受診となった児童生徒は501人ということで、年度全部の不登校児童は500人、そこには確かに整合性はないかもしれませんが、501人と527人、この中に不登校の子どもたちがいることは確かだと私は考えます。

では、現在実施している不登校児童生徒への対応についてお聞かせください。

○教育総務課長

不登校の児童生徒につきましては、登校そのものが困難であるため、様々な対応が難しい状況にありますが、放課後等を含め学校に登校できる状況となった際には、可能な限り学校で

きる健診項目をするようにいたしております。

また、健康診断の実施に当たっては、全ての学校において学校通信や保健だよりを通じて保護者へ連絡・周知を行っており、必要に応じて、気になる点がある場合には、医療機関を受診するよう促すお知らせ文書も配付するようにいたしております。なお、学校でできる身長及び体重の測定等は、成長期にある児童生徒にとって重要な発育の指標となるため、各学校においてできる限り実施するよう努めているところでございます。

#### ○金子委員

いゝろんなお知らせをして、保護者には連絡・周知しているということですが、今月、9月ですけれども、つい先日、総務省が不登校等のこどもの健康診断に関する調査を行うというふうに発表しております。小中学校における不登校のこどもの急増に伴い、学校や医療機関で健康診断を受診していない者が相当数存在する可能性があることを踏まえ、学齢期のこどもに対する学校健康診断の実施状況等、それらに関わる課題を把握・整理し、健康診断を受けやすくする方策を検討することというふうになっております。ぜひ、飯塚市も前向きに検討しなければならなくなってきたなというふうに思っております。

では、この不登校の児童生徒にとって、健康診断のために学校に行くということは困難ではないかなというふうに考えますけれども、成長期に健康診断を受けないということは、多大なリスクだと私は考えております。このことについて、どのようにお考えでしょうか。

#### ○教育総務課長

成長期にある児童生徒にとって、健康診断は疾病の早期発見や発育状況の把握に欠かせない重要な機会であります。しかしながら、不登校の児童生徒にとっては、学校という場そのものが心理的・身体的なハードルとなっていることが多く、結果として受診の機会を失ってしまうのが現状であります。今年4月に、筑豊管内の嘉麻市、桂川町、近隣の田川市、直方市、並びに類似団体である大牟田市、春日市、大野城市の計7団体を対象に、不登校児童生徒の健康診断についてのヒアリングを実施させていただきました。

その結果、いずれの団体においても、本市と同様に健診日が複数設定されている学校と、そうでない学校とで基本的な対応に差があり、特段未受診者への個別対応は行われていないのが実情でございました。疾病の早期発見や未受診による健康リスクについては十分に認識しているところであり、日常的に気になる症状等がある場合には、医療機関を受けるよう促しております。

また、健康診断を未受診となった児童生徒につきましては、学校から保護者へ医療機関の受診を勧めるなど必要な対応には努めておりますが、複合的な要因もあることは認識しております。

#### ○金子委員

確かに不登校の児童生徒は、学校というものが、そもそも心理的・身体的なハードルになっているということもあると思います。一方で、体の調子が悪くて、それを発見できないがために、行けないということもあると思います。ほかのところはやっていないから、飯塚市もやなくていいのかなというふうに、私は聞こえてしまいましたが、こどもは本当に困っていると思うんですね。そして、困っていることにさえ気づいていない。人に会わないことで、体が曲がってしまう。それを直すためには、すごい時間もかかってくるということも聞いております。虫歯がいっぱいになって、食べることもできなくなったということも聞いております。ぜひ、先進的に取り組んでいただければと思います。

大阪府吹田市というところでは、先進地的な事例がありました。この制度は、不登校の児童生徒を含めて健診日に欠席した全ての児童生徒に対して、受診の機会を提供する制度ということで、具体的には6月までに実施される学校の健康診断を欠席した児童生徒に対して、7月から9月までの3か月間、費用負担なしで学校医または学校の歯科医の診療所等において健康診

断を受けるといふ制度になっているそうです。ぜひ、飯塚市でも、早期に取り組んでいただければと思っております。以上で質問を終わります。

○委員長

次に、157ページ、小学校費、教育振興費、並びに161ページ、中学校費、教育振興費、就学援助実施について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

追加資料140ページ、説明をお願いします。

○教育総務課長

提出資料に基づきご説明いたします。提出資料の140ページをお願いいたします。資料につきましては、就学援助実施状況の推移を示したものであり、直近3か年の状況を小学校、中学校別に記載したものでございます。左の表には、就学援助の6区分における支給金額及び受給者数を整理しており、右の表には、5月1日現在の児童生徒数、また援助率及び就学援助受給者数を記載しております。

就学援助は、年度ごとの申請となっております。毎年、申請手続が必要となります。支給内容につきましては、学用品費及び入学準備費については、国の定める標準単価に基づき支給しており、その他の扶助費につきましては、対象経費の実費額を基準といたしております。

右の表に記載のとおり、令和6年度の5月1日現在における児童生徒数は9808人であり、直近3か年では若干の減少傾向が見られます。一方で、援助率及び受給者数は増加傾向にあり、令和6年度の集計では援助率27.6%、受給者数は2710人となっております。

制度全体を通した見解といたしましては、援助率及び受給者数の年々の増加は、当該年度の経済状況の影響も考えられますが、制度周知に係る取組が定着し、申請から認定へと円滑につながっている結果であると考えております。今後も制度の周知徹底を図るとともに、就学援助を必要とする保護者等への支援が行き届くよう当該制度の一層の充実に努めてまいります。簡単ですが、説明を終わります。

○川上委員

根拠法令を伺います。

○教育総務課長

飯塚市児童・生徒就学援助規則において、就学援助の対象となる者は、飯塚市内に住所を有し、飯塚市、国もしくは都道府県が設置する小学校、中学校、中等教育学校前期課程もしくは義務教育学校に在学する児童・生徒、または入学予定者の保護者で、まず、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者、次に要保護者に準ずる程度に困窮していると認められている者。また、前項に掲げる者のほか、教育長が特に就学援助を行う必要があると認める者となっております。

こちらの要保護者につきましては就学援助の手続は不要です。経済的理由のある準要保護者については就学援助の対象となりますので、就学援助を申請していただき、認定基準に基づき審査を行っております。

○川上委員

そうしますと、対象となる方々は、収入によって線引きをしているということではないですね。

○教育総務課長

認定の基準についてご説明いたします。就学援助は国県の補助金等によらず、市町村が主体となって行う独自事業であり、認定基準の取扱いは各市町村に委ねられております。本市の認定基準については、保護者が属する世帯の所得額が、申請年度の生活保護法の基準を基に、生活扶助第1類、生活扶助第2類、冬季加算、教育扶助、住宅扶助、児童養育加算、期末一時扶助及び学校給食費年額の合計額に1.5を乗じて得た額未満といたしております。

○川上委員

所得、収入というのは、あなた方が決めている目安ではありますがけれども、根拠法令が明らかにしているのは、困難の実態によると思うんですね。このことを確認しておきたいと思いません。質問を終わります。

○委員長

次に、158ページ、小学校費、学校整備費、小中学校学級編成対応事業について、田中武春委員の質疑を許します。

○田中武春委員

私のほうから、小学校費、学校整備費、小中学校の関係ですが、この学級編制につきましては、御存じのとおり、小学校では来年から35人に完全に移行しますね。中学校についても、令和8年から順次35人に下げられる予定になっておりますが、これに伴いまして、既存の校舎の改造、転用について進められているというふうに思いますが、そういった教室の確保について、まず、どれだけ図られているのか、お示してください。

○教育施設課長

35人学級編成対応事業につきましては、令和3年度より小学校の学級編制の標準が現行の40人から35人へ引き下げられ、令和7年度から35人学級へと完全移行となっております。中学校につきましても、令和8年度より学級編制の基準が35人へと引き下げられる予定であり、一部の中学校では、外的要因として、市街地のマンション供給の活性化による人口集中化により、普通教室不足が見込まれる学校がございます。

教室不足に対応するための令和6年度につきましては、教室不足が予想された立岩小学校、片島小学校、庄内小学校、棕本小学校の4校の小学校と飯塚第一中学校1校の中学校につきまして、学校長と協議調整を行いながらパソコン教室を改修したことで普通教室の確保ができ、令和7年度の学級編成に対応いたしております。

○田中武春委員

それでは、令和6年度の決算額、総額で5995万506円というふうになっておりますが、小中学校の内訳を簡単にご説明ください。

○教育施設課長

小学校につきましては、決算書で申しますと小学校費で4718万4764円となっております。その内訳としまして、ごみ処理手数料で647万5260円、各所整備工事費で4008万9500円、公用備品費で62万4円となっております。中学校では1276万5742円となっております。内訳としましては、ごみ処理手数料180万4千円、各所整備工事費で1045万8800円、公用備品費で50万2942円となっております。

○田中武春委員

そしたら、各事業内容、いろんな工事をされていると思いますが、分かる範囲でいいですのでご説明ください。

○教育施設課長

先ほど説明しましたパソコン教室を改修したということになっておりますので、パソコン教室の床、壁の改修、空調機器の改修、収納棚の設置等の整備工事行いまして、また、教卓、教師用事務机、椅子、配膳台などの教室増設に伴う公用備品を購入しているものでございます。

○田中武春委員

詳しい説明ありがとうございました。将来の児童生徒数の予測が必要だというふうに考えますが、現場との協議・調整はどれぐらい進められているのでしょうか、お示してください。

○教育施設課長

児童数、学級数の推計につきましては、住民基本台帳を基に将来予測も踏まえ、次年度以降の学級編成と空き教室の状況について学校長と協議を行っているところでございます。その中

で、既存校舎の改造や転用で対応できない学校につきましては、大きな課題となっておりますので、学校授業に支障を来さないことを前提に、学校の空き敷地の状況など学校の実情に合わせて、学校長と密に連携を図りながら調査・検討を行っているところでございます。

○田中武春委員

もうあまり時間がないんですね。来年からもう35人学級が始まりますんで。多分、ある学校では課題も山積しているんだろうと思いますが、既存の校舎の改造とか転用もできない学校もあるというふうに聞いております。時間がないので、現場の学校長と連携を図りながら、子どもたちの授業に支障を来さないよう、調査・検討を進めていただくよう要望いたしまして、この質問を終わります。

○委員長

次に、165ページ、社会教育費、社会教育総務費、成人教育事業について、藤間委員の質疑を許します。

○藤間委員

最後の質問になります。令和6年度の成人教育事業に関して、各回のテーマ及び参加者を教えてください。

○生涯学習課長

令和6年度に当該事業で実施しております本市の成人教育事業につきましては、一般市民及びレクリエーション受講希望者を対象にレクリエーション講習を行っております。開催実績につきましては、11月6日から12月18日の間に7回開催しております。参加受講者は延べ21人で行ってまいりました。講座内容やテーマ及び参加者数を開催順に申しますと、第1回は開講式、アイスブレイキングで参加5名、第2回はアウトドアクッキングで参加4名、第3回はレクリエーション体験の実践で参加2名、第4回はイベント企画・運営の講座、参加3名、第5回はニュースポーツ実践、参加1名、第6回はクリスマスクラフト作成、参加2名、第7回はプログラムの実践発表、閉講式は4名の参加で行ってまいりました。

○藤間委員

令和5年度はトータル参加人数12名ということで、増えてはいるんですが、今回も1回当たり3名ということで、やっぱりもっと増やしていきたいなと感じております。一般的に、こういうセミナーの集客というのは、どういうのが重要かというと、当然テーマが一番重要なんですけれども、それ以上にホスピタリティーというのが結構大きな要素でして、例えば参加してきてくれた人にご参加ありがとうございましたというお電話とかメールをして、また次の回で事前に連絡するとか。実はこういったホスピタリティーで、実はテーマが、平凡というところなんですけれども、テーマがありきたりであっても、こういうホスピタリティーをよくすると増えたりしますので、ぜひこのテーマについて議論しますが、このホスピタリティーについても集客という面でもいただければと思っております。

次に、事業費についてお伺いさせていただきます。

○生涯学習課長

令和6年度に支出された事業費につきましては5万6千円で行ってまいりまして、講師料の支出ということで、開催1回当たり8千円、7回開催しておりますので、5万6千円となっております。

○藤間委員

それではですね、令和6年度に関してこういった課題があったとお考えでしょうか。

○生涯学習課長

参加者募集に関する周知につきまして、市報、市のホームページ、交流センターだより、交流センターへのチラシの配架等を行ってまいりましたが、令和6年度も参加者が少ないという状況で行ってまいりました。また、本市では成人教育事業という名前で事業を実施しております

けれども、実質的にはレクリエーション活動に関する事業が主となっております。そういったこともあり、またほかに類似した事業もあることから、当該事業の在り方等も、この参加者の状況を見鑑みますと、再考する必要があるというようところが、昨年度の実施に伴って感じた課題だと認識しております。

○藤間委員

今、在り方を再考するという話でしたが、個人的には昨日の質疑にもございましたが、人生どんどん長くなっているといいますか、人生100年時代ですので、年をとっても若くても新しいことを学んでいくという意味では、個人的には続けてほしいなと思っております。

先ほど事業費が5万6千円と少なくはございましたが、チラシを作ったりですか、人件費がかかたりですか、より多くの人に参加していただくようなものになればと思っているのですが、今おっしゃっていただいた6年度の課題というのを、今後どういうふうにかかしていく予定でしょうか。

○生涯学習課長

先ほど申しました課題に関しまして、私どもとしまして、当課におきましては、本事業におきましては、この講習を受けて学んでいただいた見識を、地域の活動や団体活動に生かしていただけるような指導者を育成するというところで取り組んでまいりましたけれども、ちょっとこういった市の意向と実際の市民のニーズに乖離があったのかなというところで、参加者が少なかったのかなというところを推測しております。そういったことで、令和7年度につきましては、先ほど類似した事業があると申しましたけれども、この成人教育事業と青少年体験活動事業との一本化を図り、統合しまして、保護者や地域の指導者とともにですね、こどもたちも一緒に体験できるアウトドアスクールのような事業に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○藤間委員

本当に認識は一緒かなと思っていまして、やはり開催テーマと市民ニーズが一定ずれてしまっているというのが、今年及び去年、以前もそうであったかと思っています。やはり何かこう、個人的にわくわくするようなテーマをやってほしいなと思っていまして、ただ、もちろん税金を支出するという面もあるので、なかなかテーマが難しいところでもありますけども、例えば2つ、種類、類型提案がありまして、写真とかをうまく撮るといのは結構いろんなテクニックがあったりしますし、最近、見た中では、ちょっとネットで「愛しのまどか」という動画がありまして、どういう動画かということ、65歳以上を対象とした動画編集コンテストで、80歳の方がスマホ動画をつくって、自分の飼っている猫ちゃんを撮って、それがすばらしかったみたいな、何か動画編集は若い人のイメージがあるかもしれませんが、やっぱりスマホを使って、簡単に自分の身の回りのものを動画に残していくというのは結構ご関心がある方もあって、そういったコンテストがあったりですか、例えばこういうものを見ると、写真撮影とか動画編集のスキルをちょっとスマホでできるような形を教えて、飯塚市の名所だったりとか、飯塚市の美しいものを投稿していただくコンテストがあったりすると、PRにもなるし、ご本人も楽しいと。そういった飯塚市のPRにもなって、かつご本人も興味があるような、そういうものがやっぱり一番落としどころとして挙げられるかなと思っています。

もう一個なんですけども、そもそも飯塚市のPRとかにならなくても、そもそも知的なこと自体がすばらしいと思っていまして、新しい知識を得ると、やっぱり物の見方が変わっていきますと。例えば昨日、私ファミリーマートでファミチキを食べたんですけど、このファミチキを食べるときに、鳥の人生に思いをはせるわけです。この鳥は亡くなるときには、イスラム教徒のコーランを聞きながら亡くなったんだなと考えるわけです。どういうことかということ、タイの鶏肉というのは、いろんな国に輸出していますので。イスラム教徒が食べていいのはハラール認証を取ったもの。ハラール認証を取るときにはイスラム教徒の監督者を工場に配置して、お

亡くなりになるときは、コーランを読みます。そういったふうに踏んでいくんですけども、福岡市とかを見ますと、イスラム教徒の方がいらっしゃいます。恐らく一定の方は、イスラム教徒の方は豚肉とかお酒を飲まなくて、ハラール認証を取ったものを食べると、そういうふうに思っているんじゃないかと思うんですけども、それは一定正しいんですけども、実はもうちょっと深くですね、豚肉を食べないというのは共通なんですけども、豚肉と同じトラックで運ばれた商品も食べないですとか、いろんな濃度があったりします。こういうのは個人的には知的にも面白いと思うし、実際に飲食店を営んでいる方にとっては、じゃあそういう外国人に対してどういうメニューを出すかという事業にも役に立つかもしれませんし、あるいは、共生の時代と言われてはいますが、ほかの文化を学ぶことによって、こういう文化を持った人がいるんだですとか、こういうコミュニケーションを取らないといけないんだですとか、教養自体も――。

○委員長

藤間委員、もう3分を切っておりますので。よろしくお願いします。

○藤間委員

最後の質問でございますので、こういった教養自体についても素晴らしいと思いますので、今年とか去年を見ていると、ニュースポーツ実践ですとか、けん玉教室がたしかあったと思うんですけども、結構、市役所が考えそうな伝統的なことだなと思いつつも、やっぱりいろんな方がいろんなものに興味を持っていますので、ぜひですね、わくわくするような講座をつくっていただいて、参加者の方がそれを生かして、市のためになることもあれば、社会のためになることもあれば、人生のためになることもあると思いますので、ぜひ、また来年、これは一般質問なのか決算質疑なのか、資料を拝見したときに、面白い、人も集まっているなど、そういったものを期待していますので、ぜひ、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:00

再 開 11:10

委員会を再開いたします。

次に、165ページ、社会教育費、社会教育総務費、生涯学習ボランティアネットワーク事業について、石川委員の質疑を許します。

○石川委員

成果説明書106ページ、生涯学習ボランティアネットワーク事業について、お尋ねします。

令和6年度の実績について、この事業につきましては、成果説明書にも記載がありますが、社会教育及び学校教育等の教育関連分野において行われる学習活動、体験活動の支援と充実を図ることを目的として、各団体の申請に応じてボランティア登録者を派遣する事業で、まず、令和6年度の本事業の実績につきまして、ボランティア登録者数、派遣件数、派遣人数をご説明ください。

○生涯学習課長

まず、ボランティア登録者につきましては、令和6年度は2020人と、前年、令和5年度の1954人から66人増加しております。

次に、ボランティア派遣件数につきましては、令和5年度の1826件から81件減の、令和6年度につきましては1745件となっております。

また、ボランティア派遣人数につきましては、令和5年度の3333人から120人減の3213人となっております。

○石川委員

本事業につきましては、これまでも継続的に実施されておりますが、その成果についてはど

のように認識されていますか。

また、最近、本事業の成果を感じるようなことはありましたでしょうか。

○生涯学習課長

近年の実績を鑑みますと、一定数のボランティア数も確保しておりますし、新規登録者も追加できているところでございます。学校やこども園等の各種事業所の利用も安定しております。派遣人数及び派遣件数ともに目標を達成しておりますので、学習活動等の支援や充実に一定の貢献ができているものと考えております。

また、令和6年度末に小中学校よりご提出いただきました実践報告書によりますと、こどもたちの学習や活動をきめ細かく指導していただいた、本物に触れながら実際に演奏する機会を持つことができ大変大きな意義を感じている等の感想をお聞きしております。

○石川委員

学習活動等の支援や充実に一定の貢献ができているものと考えているということですが、実施する中で課題もあるのではないかと思います。課題や問題点についてはどのように考えられていますか。

○生涯学習課長

本事業の近年の実績といたしまして、派遣に伴う費用が予算額に達するほどに利用申請が多い状況になってきております。

これまで本事業を活用していただくように柔軟な運用を行ってまいりましたが、限りある財源におきまして、適切かつ効果的に事業を実施するためにも、他事業の活用や調整等を含めまして、本事業の精査、適正化に努める必要があるものと感じております。

○石川委員

課題、問題点についてお尋ねしましたが、この事業につきましては、様々な本市に関わる方々が地域活動に参画できるきっかけや、つながりができる、継続していくべき重要な事業であると考えています。今後も本事業を継続するためにどのように取り組んでいこうというお考えがありますか。

○生涯学習課長

まず、本事業につきましては担当課といたしましても重要かつ継続すべき事業であると考えておきまして、今後も学習活動や体験活動の支援の継続、ボランティア登録者による地域活動への参画の推進等を図ってまいります。

また、限りある財源におきまして、持続可能な事業運営ができるように派遣対象事業の精査、適正化による、適切かつ効果的な派遣の実施及びボランティア人員の確保を含めました本事業の持続性の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○石川委員

地域でボランティアができる、地域活動に参画する人がどのくらいいるのかであるとか、よく分かる制度だと思います。また、学生も地域に貢献ができる制度だと思いますので、柔軟な運用で明らかになったことが多々あるのではないかと思います。本事業の精査、適正化に努めていただきたいと思います。以上です。

○委員長

次に、173ページ、保健体育費、学校給食費、給食事業について田中武春委員の質疑を許します。

○田中武春委員

私のほうから保健体育費、学校給食費、給食事業について、何点か質問させていただきます。

本市では学校給食運営基本方針にのっとりまして進められていると思いますが、私のほうから、食は教育の一環、「食育」という言葉がありますが、それを踏まえて本市における地産地消の取組についてお尋ねいたします。

○教育総務課長

本市では飯塚市学校給食運営基本方針に基づき、全小中学校において統一献立を実施いたしております。このため、地場産食材を活用する際には、食材の数量や納期などを踏まえた購入計画を立て、一定量を安定的に確保する必要があります。そこで、食材の購入先であるJAふくおか嘉穂の協力を得ながら、月に1回から2回、「いづかの台所」として、飯塚産の食材を市内全ての学校給食に取り入れております。

給食献立作成に当たっては、旬の食材を活用することで、季節の味覚を子どもたちに伝えるとともに、飯塚で収穫された農産物の魅力を味わってもらいたいと考えております。

また、JAふくおか嘉穂からの支援により無償で提供していただいている食材もございます。令和6年度は、里芋、大根、大豆、蒟、ブロッコリーなどの地場産食材を使用した給食を全校の児童生徒へ提供いたしております。

そのほかにも、「おいしい飯塚いただきます」事業では、小学5年生が農業体験学習を通じて育てたお米や地元の農畜産物を活用した給食を提供しており、食の大切さや地域の農業への理解を深める取組となっております。

今後も引き続き、JAふくおか嘉穂と連携し、安定的かつ計画的な地場産食材の供給を図りながら、地域の食材を生かした学校給食の充実に努めてまいりたいと考えております。

○田中武春委員

今の答弁で、JAふくおか嘉穂と協力しながら「いづかの台所」としていろいろ実施されているようですが、令和3年度から6年度までのいづかの台所の実施回数等についてお示しください。

○教育総務課長

学校給食は8月の長期期間を除いて年間11月延べ185回の回数で給食を提供いたしております。この「いづかの台所」、いわゆる飯塚の地場産の食材を使った給食の実施回数につきましては、令和3年度は年間で30回、令和4年度は年間11月で33回、令和5年度は年間11月で33回、令和6年度につきましては年間11月で29回の実施を行っております。

○田中武春委員

それでは次に移りますが、手持ちの資料で見まして、残食の関係なんですけども、前年度の残食率が3.61%で、今年が3.95%と発生率が増加しているようですが、その要因は何かあったのかお示しください。

○教育総務課長

学校給食の残食につきましては、小学校と中学校で区分をしておりますが、過去3年間の推移で申し上げますと、ここに記載しておりますけども、令和4年度が2.65%、令和5年度が3.61%、令和6年度が3.95%と、残食率は増加傾向にあります。

また、小学校と中学校を比較してみますと、小学校のほうが残食率が高い結果となっております。この要因と考えられることは、中学生は成長期に当たり、部活動などによるエネルギー消費量も増加するため、自然と喫食量も増えること。また、年齢が上がるにつれ、苦手な食材、特に野菜などに慣れ、残さず食べる傾向が強まること、これらの複合的な要因が中学生の残食率が少なくなる背景にあるのではないかと考えております。

一方で、全体の残食率が増加している原因につきましては、近年、インフルエンザ等の感染症拡大により、学級閉鎖や学年閉鎖が増加し、それに伴う児童生徒の欠席者数の増加が大きく影響しているものと考えております。残食率には当日欠席した児童生徒の給食分が食品ロスとして含まれます。これは、当日に納品された食材はその日のうちに調理するため、急な欠席に対応することができるのは消費期限のある精米、牛乳、冷凍食品などに限られてしまうためです。その他の食材については、やむを得ず食品ロスとなり、結果として残食率の増加につながっているものと考えております。

○田中武春委員

やむを得ないかもしれませんが。

次に、施設の老朽化対策について、現在、計画はどのようになっているのかお示してください。

○教育総務課長

学校施設の老朽化対策につきましては、中長期的な整備方針として学校施設の長寿命化計画を策定いたしております。この計画に基づき、普通教室と屋内運動場、給食棟など、建物ごとの老朽化状況を詳細に調査し、健全度の評価を行っております。

具体的な改修等の実施時期につきましては、市の財政負担の軽減、平準化を図りながら、策定した計画の優先順位に沿って着実に実施していくよう準備、計画いたしているところでございます。

○田中武春委員

それでは給食の無償化についてですけれども、国では小学校は2026年度から、中学校でも、できる限り速やかに進めるとしてございますけれども、本市の現状について、どのような取組を行っているのか、お示してください。

○教育総務課長

無償化について、国においては令和6年6月に給食無償化に関する実態調査の結果が公表されました。その結果では、学校給食法をはじめとする法制度上の課題について、今後、検討していく必要があるとの考え方が示されております。

具体的には、喫食する児童生徒と喫食しない児童生徒間の公平性、自治体による給食費、食材費の格差、そして、所得制限を設けない無償化が経済的困窮世帯に追加的恩恵がなく、格差是正の観点に乏しいことなどの課題が挙げられております。

これらの課題をどのように整理していくかについては、現状、国から具体的な方針や時期は示されておられません。これらの課題は本市においても同様であると認識しておりますので、これらの課題を整理し、また、国からの財政的支援が活用できることになれば、全国の児童生徒に対し統一された制度となりますので、給食無償化について取り組んでまいりたいと考えております。

○田中武春委員

国では、学校給食無償化を進めるようにしてございますけれども、まだ国から具体的な内容について示されていないというふうに、私も承知しております。これが実現すれば、する前に、保護者の方々に前もって周知する時間も必要だというふうに思いますので、国の対応がどうなるかちょっと分かりませんが、もしもこの制度が動き始めたときには、対象であります保護者の方にもスムーズにその情報が流されるようにご協力のほうをよろしくお願いします。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、第9款 消防費から第13款 災害復旧費までの質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 11：27

再 開 11：30

委員会を再開いたします。

次に、歳入についての質疑に入ります。第1款 市税、46ページから第23款 市債、76ページまでの質疑を一括して許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されております、68ページ、基金繰入金、ふるさと応援基金繰入金、ふるさと応援寄附事業費について、石川委員の質疑を許します。

○石川委員

68ページ、ふるさと応援基金繰入金についてお尋ねします。ふるさと応援基金の活用状況についてお示してください。

○特産品振興・ふるさと応援課長

令和6年度に実施いたしました各事業について、応援メニューごとの充当額の高い順に申し上げます。

まず、「市長におまかせ」に9億8816万7千円。充当した主な事業といたしましては、穂波・筑穂庁舎改修事業や戸建て中古住宅取得補助事業などがございます。

次に、「健康（健康）・子育ての充実」に7億8750万円。主な事業といたしましては、未来の地域人材応援事業やヘルスケアプロジェクト事業などがございます。

次に、「まちづくりの推進」に4億9267万5千円。主な事業といたしましては、まちづくり協議会活動推進事業や住宅取得移住奨励事業などがございます。

次に、「教育・文化・スポーツの充実」に3億7965万3千円。主な事業といたしましては、外国語教育推進事業や市民公園運動広場施設整備事業などがございます。

次に、「生活環境・自然環境の整備」に3億1260万円。主な事業といたしましては、浸水対策事業や飯塚駅周辺整備事業などがございます。

最後に、「地域経済の活性化」に1億4350万円、主な事業といたしましては、起業家育成事業や農業施設管理事業などで、市の様々な事業の貴重な財源として充当を行っております。

○石川委員

資料の提示もありがとうございました。この資料のふるさと応援基金の活用状況について見ますと、事業名がずらっと書かれておりますが、この事業にふるさと応援基金を活用するという決定はどのようにされているのでしょうか。

○特産品振興・ふるさと応援課長

充当の決定につきましては、ふるさと応援基金活用事業検討委員会、こちらのほうに案を提示いたしまして、承認を得て決定をしているという流れで充当のほうを行っております。

○石川委員

そういう事業を決定する会議があるということによろしいのでしょうか。

○特産品振興・ふるさと応援課長

そのとおりでございます。

○石川委員

それでは、この事業費決算額とふるさと応援基金活用分という枠がありますけども、事業費決算額の全てに充当されているのもあれば、そうでないところもあります。その金額はどのように算出されて、記載されているのでしょうか。

○財政課長

ただいまご質問の提出資料に記載されております、ふるさと応援基金活用分の金額の算出方法についてですが、こちら寄附メニューごとの対応する事務事業を抽出いたしまして、その事業に対する国庫支出金、県支出金、市債などの特定財源を除いた一般財源相当額に対しまして、このふるさと応援基金を充当しております。

また、各事業への充当割合につきましては、一般財源の構成比に応じて案分する形で算出のほうをしております。

○石川委員

このふるさと応援基金の活用ですけども、確実性のない財源であると思います。確実性のないこの財源を足りないところに補填しているという印象を受けるのですが、それはとてもこの基金の利用の仕方として不安があると考えます。このふるさと応援基金の活用方法としては、新しい事業を行うために活用されたほうが寄附された方もそのように使っていただきたいと思

って寄附されているのではないかと思いますので、ふるさと応援基金の活用については、そういった足りないところを補填しているという形ではない方法を取っていただくように要望して、質問を終わります。

#### ○財政課長

このふるさと応援寄附金の性質ですけれども、ふるさと応援寄附金につきましては寄附者の主体的な選択に基づくものであり、金額や対象が毎年度変動いたします。そのため、臨時的な収入として飯塚市としては位置づけております。そのため、一時的には財政余力の拡充に資するものとなりますけれども、恒常的な財政基盤の強化には直結しないものと認識しておりますので、今後、一時的には寄附がありまして対応ができますけれども、今後は自主財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

#### ○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、第1款 市税から第23款 市債までの質疑を終結いたします。

総括質疑に入ります。一般会計全般についての総括質疑を許します。

川上委員の質疑につきましては、取り下げる旨の申出がっております。

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、総括質疑を終結いたします。

以上をもちまして、一般会計歳入歳出決算全般について、全ての質疑を終結いたします。

なお、討論、採決につきましては保留して、財産に関する調書及び基金の運用状況に関する調書に対する質疑終結後に行いますのでご了承願います。

また、各特別会計の審査におきましても、討論、採決は同じ運営をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 11：39

再 開 11：40

委員会を再開いたします。

これより、特別会計の審査に入りますが、特別会計の審査につきましては、会計ごとに行います。

まず、「認定第2号 令和6年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」について、歳入歳出一括しての質疑を許します。

川上委員の質疑につきましては、取り下げる旨の申出がっております。

次に、185ページ、国民健康保険特別会計、特定健康審査等事業費について、赤尾委員の質疑を許します。

#### ○赤尾委員

決算書の185ページ、決算成果説明書120ページに事務事業として集団検診（健診）アウトソーシング事業が記載されています。前年度と比較して令和6年度は増額となっておりますが、その要因についてお尋ねします。

#### ○健幸保健課長

本事業につきましては令和5年度から実施いたしております。委託料で増額となりました主な要因は、1点目としまして、令和6年度からの追加業務としてウェブ予約、いわゆるインターネットからの予約受付分の健康管理システムへの入力作業、悪天候等により健診を急遽中止する場合の受診予約者への電話連絡、医療情報収集事業協力依頼業務がございます。医療情報収集事業協力依頼業務とは医療機関を受診されている国民健康保険加入者に対し、医療機関

で検査した結果の情報を特定健診結果として反映するために、当該情報の提供を求めるための架電業務でございます。

2点目としまして、本事業を開始した令和5年度においては正規のオペレーター3名及びスポット雇用のオペレーター2名で対応可能であると考えておりましたが、追加業務を含めたコールセンターの状況から、正規オペレーターを1名増員し、スポット雇用のオペレーターを廃止したことによるものがございます。

3点目としまして、賃金の上昇及び大型商業施設の求人の影響による人件費の増加によるものがございます。

これらを加えたことによりまして委託料が前年度比725万3千円増の2026万5千円となったものでございます。

また、人件費の増につきましては、令和6年度からインターネットでの予約受付を開始したことにより、その作業マニュアルの作成等の事務作業が増加したものでございます。

#### ○赤尾委員

決算成果説明書に実施状況が3点記載されていると思いますが、年度比較で増減がっております。その要因についてお尋ねします。

#### ○健幸保健課長

本事業の主な業務は、受電、電話を受けること、架電、電話をすること、入力 of 3つでございまして、その内容は、受電業務が集団検診の予約の受付業務、架電業務が特定健康診査の受診勧奨及び先ほど申し上げました医療情報収集事業協力依頼業務、入力業務がウェブまたはLINEによる予約申込情報を健康管理システムに入力する業務でございます。

受電業務の件数の減につきましては、集団検診受診者数の減少とウェブまたはLINEによる予約申込件数の増加が原因と捉えております。

次に、架電業務につきましては、令和6年度は特定健康診査を毎年自主的かつ定期的に受診されている方に対しましては、前年度の状況を勘案し、架電対象から除外させていただいたところから、件数が減少したものでございます。

最後に、入力業務につきましては、ウェブまたはLINEによる予約申込件数の増加に伴う入力件数の増加によるものでございます。

#### ○赤尾委員

目標達成度に特定健診受診率が記載されています。この受診率はアウトソーシング事業に関しての率かと思いますが、特定健診事業の受診率の状況を示していただくとともに、アウトソーシング事業を実施することによる特定健診への効果並びにその他の事業への効果についてお尋ねします。

#### ○健幸保健課長

本市の特定健康診査受診率は新型コロナ禍の令和4年度以降連続して上昇しており、令和5年度の受診率は43.0%と、県内の20市の中では1位という実績でございます。

この業務は令和4年度までは職員が他の業務の合間に実施していたため、受診勧奨できる対象者は限られておりましたが、本事業開始後の令和5年度は対象者の約半数に、令和6年度は対象者の約9割に受診勧奨いたしており、市民の健康意識の向上に寄与できたのではないかと考えております。

また、本業務を委託したことにより、同じく令和5年度から開始いたしました高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業をはじめとする他の保健事業に専門職である保健師及び管理栄養士を充てることが可能となったことで、市民のより一層の健康増進に取り組むことができしており、健幸都市の実現に向けて効果があったものと考えております。

#### ○赤尾委員

業務をアウトソーシングしたにもかかわらず、なぜ人件費が増加するのかと、そういう視点

からの質問でしたが、アウトソーシングを行うことにより市内対象者への受診勧奨率を9割まで引き上げ、結果的に、令和5年度実績ですが、特定健康健診受診率を43%まで延ばせたということだと思いますので、このことは本事業の趣旨、アウトソーシングの成果としては大変意義のあるものと考えます。引き続き、健診を通じた市民の健康意識の向上に努めていただくことをお願いいたします。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第3号 令和6年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」について、歳入歳出一括しての質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています、190ページ、介護保険料について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

提出資料154ページから説明をお願いします。

○委員長

川上委員の質疑時間が終了いたしました。ご了承願います。

○介護保険課長

まず初めに154ページを御覧ください。第4期から第9期までの全国・県内介護保険料比較表の資料ですが、介護保険料の県内順位、全国順位と月額の基本額を表しています。本市は全国、県内の中でも上位に位置しているために、第1号被保険者への保険料の負担が大きくなっていることが分かります。

次に、156ページ、2016年度以降の介護保険給付費等準備基金の残高推移と他都市比較の資料ですが、本市の介護保険給付費等準備基金の計画と実績の推移及び保険給付費等の推移を表しています。令和6年度末の基金残高は約10億6357万円となります。

次ページの令和5年度の県内保険者別介護保険特別会計経理状況につきましては、介護保険給付費等準備基金保有額等の状況の把握をすることができます。

最後に、158ページ、第7期以降の介護保険事業に関わる給付適正化の保険料の実績の資料ですが、第7期計画の令和元年度から第9期計画の令和6年度までを一覧にして表しています。各期の適正化の具体的な取組等がこの表から読み取ることができますが、保険料の負担が軽減するように主要3事業における介護給付の適正化として、1. 要介護認定の適正化、2. ケアプランの点検、住宅改修や福祉用具購入・貸与の調査を含みます。3. 医療情報との突合、縦覧点検に力を入れて取組を引き続き行ってまいります。

○委員長

次に、199ページ、介護保険特別会計、健幸フレイル予防事業について、石川委員の質疑を許します。

○石川委員

健幸フレイル予防事業についてお尋ねします。健幸フレイル予防事業の実績について、イベント参加人数が増加している要因をお尋ねします。

○高齢者支援課長

フレイル予防普及啓発イベントとしましては、例年10月頃と2月頃にイオン穂波店において開催している「健幸フェア」の参加人数を計上しております。各回、おおむね200名前後の参加がございました。令和6年度につきましては、2月の開催内容を変更し、令和7年2月9日にフレイル予防研究の第一人者である東京大学高齢社会総合研究機構機構長、未来ビジョン研究センター教授の飯島勝矢先生にご講演をいただいたことで480名の参加があって

おり、その分が増加した要因となっております。

○石川委員

事業の成果と課題についてどのようにお考えでありますでしょうか、お聞かせください。

○高齢者支援課長

成果としては、「市民のための市民の手によるフレイル予防活動」を推進するため、市内13会場でフレイル予防教室を計195回開催し、408名の方がフレイルチェックを受けられています。

また、市報による広報活動だけでなく、イベント等においてリーフレットを配布する等、フレイル予防の普及啓発活動に努めております。

また、フレイルサポーターは自主活動として、いきいきサロン等の地域の通いの場をはじめ、高齢者施設や病院等においても出向かれて、フレイルチェックのほか、脳トレやレクリエーションを通して、参加者のフレイル予防に対する認知度向上に取り組まれており、市としましては、必要な物品の準備や活動報告のための資料作成などにおいて支援を行っております。

今後の課題といたしましては、高齢化の進展によって移動手段のない方も多くおられることから、いきいきサロン等の日常生活圏域規模での活動を推進していくことが必要であると感じております。また、サポーターの方々も高齢であることから、新規サポーターの養成に努めてまいります。

○石川委員

それでは、今後の展望についてお聞かせください。

○高齢者支援課長

市民のための市民の手によるフレイル予防活動を目指して、日常生活圏域規模での活動を推進していく観点から、各地域の中核となる組織であるまちづくり協議会との連携は不可欠だと感じております。どのような形で連携できるかについては関係部署と協議を行ってまいりたいと考えております。

○石川委員

イベントの参加者が増えて、フレイル予防という言葉が浸透し始めてきていますが、この機運の高まりが落ち込んでしまわないように、しっかり連携を協議していただいて、予防の活動を推進していただきたいと思います。

○委員長

次に、200ページ、介護保険特別会計、地域支援事業について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

決算書の200ページの地域包括支援センター運営委託料についてお尋ねいたします。こちらが2億5647万3千円となっております。まず、資料の説明をお願いいたします。

○高齢者支援課長

まず、資料73、161ページを御覧ください。地域包括支援センター運営委託料の推移として、過去5年間分の地域包括支援センター運営委託料の決算額を掲載しております。地域包括支援センターの運営費算出につきましては、基準単価2500万円に当該地域の65歳以上の高齢者数を基準人口4500人で割った値となっております。

なお、令和5年度より、地域支援事業実施要綱における包括的支援事業の社会保障充実分として、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、地域ケア会議推進事業に係る費用として、1包括当たり300万円の加算を実施しております。

次に、資料74、162ページを御覧ください。福祉サービス申請件数及び決算額の推移として、過去5年間分の推移を掲載しております。福祉サービスの内容としましては、飯塚市地域支援事業実施要綱に基づき介護保険特別会計で実施しているものと、飯塚市高齢者福祉サー

ビス事業実施要綱に基づき一般会計で実施しているものを掲載しております。

なお、このほかに高齢者寝具乾燥及び洗濯事業がございますが、受託事業者がなく、令和2年度以降実績がありませんので掲載をしておりません。

○金子委員

なかなか様々な事業があるなと思います。

では、この成果についてどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

○高齢者支援課長

まず、地域包括支援センターは、高齢者の総合相談、権利擁護、地域の支援体制づくり、介護予防のための援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、飯塚市が設置しております。業務内容は、包括的支援事業、指定介護予防支援事業、地域ケア会議の開催に加えて、在宅医療・介護連携推進事業や重層的支援体制整備事業への参加、認知症総合支援事業の広報・協力、市が実施する福祉サービスの申請代行、モニタリングなど多岐にわたります。

成果としましては、総合相談事業における相談件数が令和5年度より1万件を超えている現状からも、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことで、地域住民の保健医療の向上及び福祉増進を包括的に支援できるものと実感しております。

○金子委員

本当に様々な事業がありますが、課題についてはどのように認識されておりますか。

○高齢者支援課長

先ほどの答弁と若干矛盾するかもしれませんが、全ての市民に周知ができているとは言えず、地域包括支援センターについて知らないというお声も頂いておりますので、それが課題だと実感しております。

また、高齢化率の上昇や多岐にわたる業務により、地域包括支援センター職員の業務が多忙であるとの声も出ておりますので、まず、市民の方に地域包括センターが実際の相談窓口になっておるといふことの周知啓発に努めたいと思っております。

○金子委員

課題と対応について言われましたけど、もう少し詳しくその課題について具体的な対応をお聞かせください。

○高齢者支援課長

地域包括支援センターの周知に関しましては、市のホームページへの掲載はもちろんのこと、広報いづかで年4回、「地域包括支援センターだより」として、センターの紹介や高齢者虐待、消費者被害、成年後見制度などのお知らせ記事を掲載しています。

また、今月13日に改正された「認知症の人と家族の会」主催のアルツハイマー月間イベント「オレンジDAY」では、地域包括支援センターの活動を紹介するポスター展示を行うとともに、地域包括支援センター職員による相談ブースを設けるなど、周知に努めています。

地域包括支援センター職員の業務が多忙であることについては、後期高齢者人口が増加している現状において非常に難しい状況ですが、業務の簡素化に関する地域包括支援センター職員からの要望については市として検討し、可能な限り対応しております。

なお、一例ではありますが、地域包括ケア会議に関して、対象要件の見直しや会議様式の見直しについて要望が寄せられ、地域包括支援センター職員との協議の上、令和6年度より変更いたしております。

○金子委員

業務もかなり多岐にわたっていて、その数も増えていると思います。それを市役所にまた申請をしたりということで、実際に窓口に行ったり、電話するようなこともあると聞いていて、それが多忙になっている原因だというふうに聞いています。ぜひデジタル化をして、データを

しっかり共有できるような体制が必要なのではないかと思っておりますので、どうぞご検討ください。

#### ○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 12:00

再 開 12:58

委員会を再開いたします。

次に、201ページ、介護保険特別会計、地域包括ケア拠点業務委託料について、金子委員の質疑を許します。

#### ○金子委員

私のほうからは201ページの地域包括ケア拠点業務委託料1260万8548円についてお尋ねいたします。高齢化が進む中で、地域の介護の問題、医療の問題、大変重要な問題になっております。そこで、飯塚市は特徴的な事業をやっているとお聞きしております。その特徴とその成果をお尋ねいたします。

#### ○高齢者支援課長

本事業につきましては、高齢化の進展により75歳以上の高齢者の割合が増加する中で、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者が多くなると見込まれていることから、医療と介護を途切れなく結びつけ、住み慣れた地域で生活を継続できる環境を整えることを目的として実施されており、本市においては飯塚市・嘉麻市・桂川町による定住自立圏事業として、飯塚医師会に事業を委託し、行政・医療・介護職等の多職種共同で、「在宅医療・介護連携推進会議」、「教育研究・住民啓発ワーキンググループ」、「社会資源広報・成果指標ワーキンググループ」、「5ブロック地域包括ケアシステム推進協議会」を組織しており、多職種連携研修会、住民啓発講座等の取組を行っております。

成果といたしましては、10年前から飯塚医療圏域を5つのブロックに分け、医療介護の連携拠点となる病院が中心となり、地域の特性に応じた研修会等の取組を展開している「5ブロック地域包括ケアシステム推進協議会」の取組により、関係者間で顔の見える関係の構築をはじめとし、それぞれの医療機関、関係機関が機能分化連携を推進したことで、地域内の在宅療養を支援する体制が構築されました。また、個別ケース支援や各種事業において密な連携が図られてきており、結果として、在宅看取り率の向上などの成果につながっております。この取組は、近年、県内においても高く評価を受けており、厚生労働省が作成しております「在宅医療・介護連携推進事業の手引きVER. 4」に掲載されているところでございます。

なお、一昨日、9月24日には「飯塚地域共創未来フェス5ブロックへ行こう！2025」と題しまして、5ブロック地域包括ケアシステム推進協議会の発足10周年を記念いたしまして、持続可能な地域医療、介護提供体制の構築をテーマとした講演会を開催されております。

#### ○金子委員

この事業は飯塚市、嘉麻市、桂川町による定住自立圏事業として、飯塚医師会に事業を委託されて、現在、飯塚医療圏域を5ブロックに分け、医療と介護の連携強化拠点との病院が中心となって、様々な研修会等取組を展開しているということがよく分かりました。また、全国的にもかなり評価を受けているということも分かりました。

では、この決算額1260万8548円の詳細についてお尋ねいたします。

#### ○高齢者支援課長

地域包括ケア拠点業務委託料1260万8548円につきましては、2市1町での飯塚医師会への委託金額でありまして、飯塚市が代表して支払っており、嘉麻市及び桂川町からは負担金として頂いております。その算出方法は、当該年度の事業に係る経費の総額に2市1町それぞれの高齢者人口、前年の9月末時点の65歳以上の住民基本台帳人口を基に、2市1町の高齢者人口の総計で除したそれぞれの率を乗じて算出しております。

活用につきまして国、県の補助金を活用いたしまして地域支援事業交付金で、国が38.5%、県が19.25%となっております。残りの23%は介護保険の1号保険料、19.25%が一般会計からの繰入れとなっております。

○金子委員

その内訳、どんな積上げがあるのか教えてください。

○高齢者支援課長

委託料の内訳としましては、主に人件費と、あと運営費、運営費の中には当然5ブロックに分けておまして、それぞれのブロックに分かれて、そこで研修会とか、それぞれのテーマに沿った、住民啓発も行われていますね。その運営費になっております。

○金子委員

今年は1260万8548円ということでしたが、この事業は10年間ずっと続いているというふうに認識しておりますが、その委託料の推移についてお尋ねいたします。

○高齢者支援課長

現在のこの委託料1260万8548円につきましては、令和2年度以降、委託料の金額に変更はあっておりません。

○金子委員

10年間だったら、平成27年ぐらいからやっていると思いますが、そのときはお幾らだったんですか。

○高齢者支援課長

平成27年度から平成30年度までが1245万8880円。令和元年度が1257万4274円。先ほど言いました令和2年度から現在までが1260万8548円となっております。

○金子委員

この事業はかなり大きな事業だなというふうに思います。医療と介護が連携して、多くの人が連携して、飯塚市の状況を変えていっているなというふうに思います。私もこのブロックの講演会に行かせていただきましたが、在宅医療の体制がかなりほかの都市よりも進んでいることが分かりました。特に看取りの数が大きく変わっている、これは大きな成果だなあというふうに思っております。ぜひこの事業をです、前向きに取り組んでいただけたらと思っております。

また、この事業は、医療と介護に関係する方が連携して事業を行っているんですけども、本市は、高齢福祉サービスが大変充実していて、かなり複雑だなともあります。フレイル予防事業、認知症の事業、高齢者福祉サービスの事業、また、介護保険事業など様々で複雑だなと思っております。やっている人はよく分かるんですけども、初めて、家族に介護で見なくちゃいけない人がいるとか、自分が今どんな状況なのかということが分かりにくいというふうに思います。ホームページで見たら、ある程度のことは分かりますけども、どんなふうに使っていいのかというのがよく分かりにくいなあという印象を持ちます。

本市には、例えば、子育てをやっている人には子育てガイドブックがあります。障がいのある方には、障がい者ガイドブックがあります。また、障がいがある、また発達に遅れのある子どもたちにとっては、スペシャルサポートガイドブックがあります。このように、高齢者に特化した包括的なガイドブックがあれば、利用者はもちろんのこと、その家族、またそれに関わる人たちも分かりやすいのではないかなと思います。午前中に私は地域包括支援センターの質問をさせていただきました。本当に多くの方がこの市の事業に関わっていただいています。医療そして介護の方、その人たち方たちにも分かりやすい説明ができるよう、ぜひこの高齢者支援ガイドブック等の作成について検討していただきますよう要望して、質問を終わらせていただきます。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第4号 令和6年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」について、歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第5号 令和6年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、歳入歳出一括しての質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています214ページ、小型自動車競走事業について、田中武春委員の質疑を許します。

○田中武春委員

私のほうからは小型自動車競走事業について何点か質問させていただきます。全国にオートレース場の、まず、場外発売所があると思いますが、まず何か所ぐらいあるのかと、その売上げについてどれぐらいなのかお示してください。

○公営競技事業所副所長

オートレースの場外車券発売専用の発売場は、令和7年9月現在、全国に36か所あります。また、専用場外場の令和6年度売上げは、54億4972万1千円となっており、全国のオートレース総車券売上げ、1176億9078万400円の4.63%となっております。

○田中武春委員

この九州地区のですね、場外車券発売所がありますけども、その売上げは幾らなのか、また全国の場外発売所、36か所あるということですが、これの売上げとの比較をすると、どの程度の割合を占めているのかお答えください。

○公営競技事業所副所長

九州地区の場外車券発売専用の発売所10か所は全て飯塚市が管理施行となっております。この10か所の令和6年度の売上げ合計は、5億5187万6千円となっております。また全国36か所の場外車券発売専用の発売場の売上げの約1割程度であります。

○田中武春委員

約1割程度ということが分かりました。では九州地区10か所ありますけども、見てみると、鹿児島県が4か所、宮崎県が3か所、熊本県が2か所で福岡県が中洲に1か所あるわけですけども、この10か所の場外発売場の売上げの状況はどのようになっていますか。

○公営競技事業所副所長

売上げは年々減少傾向にあり、令和5年度と6年度を比較しますと、26%程度の減少となっております。減少している主な要因としましては、インターネット投票の普及により来場者が減少したことが挙げられます。

○田中武春委員

それでは売上げが減少しているとのことなんですけど、今オーバーミッドナイトの車券の売上げが、現状はですね成果説明書125ページに上がっているようですが、このミッドナイト開催の売上げが好調というふうに記載されていますけれども、このミッドナイト開催とは具体的にどのようなレースなのかお答えください。

○公営競技事業所副所長

「ミッドナイトオートレース」とは、深夜帯に無観客でインターネットのみで車券発売を行うレースであり、最終レースの発走時刻が23時40分頃となっております。また、昨年度から公営競技で初めて本格実施しております「オーバーミッドナイトオートレース」は最終レー

スの発走時刻が日付をまたいだ0時30分頃に発送となるレースのことです。

○田中武春委員

0時30分ですね。僕はもう寝ていますね。オーバーミッドナイトオートレースの売上げの現状はどんなふうですかね。

○公営競技事業所副所長

オーバーミッドナイトオートレースは、他の公営競技よりも遅い時間にレースを行うことで、新たなファンの取り込みを図ることを目的としております。令和5年度のミッドナイトオートレースの1日当たりの平均売上げ1億1956万5200円と比較しますと、オーバーミッドナイトオートレースでは、令和6年度は1億3914万5700円。約16%の増。令和7年度9月4日までの実績でいきますと、1億8487万3400円。約55%の増と売上げが飛躍的に増加しております。

○田中武春委員

オーバーミッドナイトオートレースのようにですね、新たな取組により、売上げが向上しているようですが、今後のプロモーション戦略についてどのようにお考えかお示してください。

○公営競技事業所副所長

現在、2026年度から5年間のオートレース業界全体としての取組方針を定める第三次中期基本方針を策定しているところです。その中でプロモーションについても検討しているところです。12月の産業構造審議会の審議を経て、基本方針が確定する予定となっております。その方針に基づき、今後、具体的な取組を検討していくこととなりますが、飯塚オートレース場としては、メインスタンドオープンを契機とし、新たな顧客の入り口となっているインターネット投票から本場へ来場していただくような取組を、包括的民間委託事業者をはじめとした関係各所と協力しながら検討してまいりたいと考えております。

○田中武春委員

たしか10月には、飯塚でビッグレースが予定されております。日本選手権オートレースというところですが、これが今回本場で開催されるということで、オートファンでもありますね、とても楽しみにしているんじゃないかなと思いますし、新たなメインスタンドが建ちました。ここでこのチャンスを使って、多くの方に本場に来てもらうような取組をですね、時間があるかもしれませんが、取り組んでいただいて、日本選手権を本場でですね、楽しんでいただければと思いますので、その取組の方よろしく願いいたします。

○委員長

次に、215ページ、小型自動車競走事業特別会計、オートレース場施設改善事業について、田中武春委員の質疑を許します。

○田中武春委員

6月に新しいメインスタンドがオープンしましたが、さて、もうオープンして3か月ぐらいですか。今、来場者数はどのようになっておりますでしょうか。

○公営競技事業所副所長

令和6年度の本場開催時の1日平均来場者数が1084人であったのに対し、令和7年度9月1日までの実績でいきますと1226人と、1日当たり142人、13.1%の増となっております。

○田中武春委員

これからなんだろうと思いますけれども、来場者に対して、快適な施設を提供すると、していかなければなりません。ファンを対象にした、何かこう、アンケート等は実施しているのでしょうか。

○公営競技事業所副所長

ファンの方を対象に施設に関するアンケートの実施はしていませんが、場内に目安箱を設

置しておりますし、ファン感謝祭でのアンケートやインターネットでの動向調査などを実施しております。また直接意見を聞く場合もあります。施設に関することでは、閉鎖しているロイヤルスタンドを開けてほしいという意見をよく聞きます。

○田中武春委員

ロイヤルスタンド、私も時々行かせていただきましたけども、今これロイヤルスタンドが閉鎖しているようですけど、要因は何でしょうかね。

○公営競技事業所副所長

ロイヤルスタンドは、全館の空調機能が低下したため、数年前に個別空調機を設置し、併用することで対応しておりましたが、個別空調機のみでは十分な空調管理ができないため、有料席として提供することを控えているところです。ただし、グレードレースでは観客席が不足することから、先日開催いたしましたG1ダイヤモンドレースでは、空調機能が十分ではないことを説明し、有料席の価格を下げて提供したところです。そのため現在空調機器の更新を検討しているところです。

○田中武春委員

分かりました。オートレース場も老朽化している施設等が多いようですけども、今お話があったロイヤルスタンドの空調機がですね、老朽化しているとのことでしたけども、ほかにも老朽化による改修が必要な施設というのがどのようなものがあるのかお示してください。

○公営競技事業所副所長

選手宿舎や、通称ロッカーと言っております競走車保管庫、駐車場などがあります。

○田中武春委員

分かりました。選手の宿舎と競走車保管庫ですね、ロッカーですね。この老朽化の施設ですが、今後どのような改修計画等を予定しているのかお示してください。

○公営競技事業所副所長

老朽化施設を改修するには多大な費用がかかりますので、売上げ状況を鑑みながら計画的に進める必要があります。また選手宿舎やロッカーの改修は、レースを開催しながら、非開催の機会をできるだけ短期間にし、改修していかなければなりません。そのために、まずは建物の配置や建築物の規模など、総合的に検討する必要があると考えているところです。

○田中武春委員

特に私が気にしているのはですね、選手の宿舎のあたりですね、今コロナが完全になくなったわけじゃありませんし、感染症がいろいろ広まっていますんで、宿舎を改修して今、4人部屋になっているのかな。それを何か2人部屋にせんと、感染症が流行ったときには、レース自体が全くできなくなるという環境に多分あるんだろうと思いますんで、ロッカーも必要ですけども、そのことを考えれば、私の気持ちとしては選手の宿舎のほうを優先してもらったほうがいいのかと思いました。終わります。

○委員長

同じく、オートレース場施設改善事業について、石川委員の質疑を許します。

○石川委員

同じく、オートレース場施設改善事業についてお尋ねいたします。メインスタンド整備事業以外に、令和6年度に実施した施設改修事業について、具体的にどのような事業を行ったのかお尋ねします。

○公営競技事業所副所長

主なものとしたしましては、競走路緩衝柵改修工事、南休憩所防水改修工事、競走会事務所防水改修工事などがございます。

○石川委員

まだまだ改修が必要になっていうところを先ほどご答弁いただいておりますが、今後の施設

改修について、どのようなことが課題として挙げられますか、また今後の展望についてもお尋ねします。

○公営競技事業所副所長

オートレース場内には様々な施設があります。メインスタンドの整備については、今年度完了いたしました。設置からかなりの年数が経過し老朽化している施設がほかにも多数ございます。特に選手寮につきましては、旧第1スタンドや現在使用していない第2スタンドと同様に、耐震診断において耐震基準を満たしていないという結果が出ておりますので、まずは選手寮について改善の計画を進めたいと考えております。また、その他の施設につきましても、当然改善する必要がございますので、経営状況を鑑みながら計画してまいりたいと考えております。

○石川委員

計画としては選手寮についての改善の計画を優先的に進めていきたいということだと思えますけれども、老朽化施設の修繕や活用しないところを取り壊すような計画であったりとか、今年度中に計画をお示しいただき、今後どのように改修していくのか、明確にさせていただきますよう要求いたします。

○委員長

次に、217ページ、小型自動車競走事業特別会計、実質収支について、赤尾委員の質疑を許します。

○赤尾委員

決算書217ページ、小型自動車競走事業特別会計の実質収支について、ちょっとお尋ねします。成果説明書の125ページにですね、歳入歳出決算状況の表がございます。歳入から歳出を差し引くと、マイナス3億6千万円ぐらいになるんですけど、このことについて説明をお願いします。

○公営競技事業所副所長

歳入歳出差引がマイナスとなっておりますのは、歳出に前年度繰上充用金として、4億6917万4145円を計上していることによるものです。繰上充用とは、地方公共団体の決算において赤字決算が認められていないことから、翌年度の歳入を前倒しして充てる措置でございます。したがって、累積赤字がある限り、歳入歳出差引額はマイナスとなるものでありますが、前年度充用金を除く令和6年度単年度の収支では、1億1261万126円の黒字となっております。

○赤尾委員

累積赤字を繰上充用しているということで、ただし、単年度の収支では1億1千万円、黒字ですよということですね。例えば、これ単年度収支の黒字がですね、継続して続く場合、この累積赤字も当然のことながら減少していくと思うんですけど、きちんとしたちょっと数字を把握するのは難しいかと思えますけど、累積赤字の解消をいつ頃見込んでいますか、これ目標で構いません。

○公営競技事業所副所長

累積赤字の解消につきましては、収益保証があります包括的民間委託の現契約が満了する令和11年度末までに解消を図ることを目標としております。

○赤尾委員

そのあとはずっと黒字経営ということでもいいのでしょうか。

○公営競技事業所副所長

現状、営業活動における収支は黒字を見込んでおります。しかしながら、売上げ低迷期に施設改修を十分に進められなかったことから、今後は老朽化した施設の改修を計画的に実施するとともに、将来の改修費のために基金に積立て等を行っていかねばならないと考えており

ます。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第6号 令和6年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第7号 令和6年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第8号 令和6年度 飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、歳入歳出一括しての質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています、231ページ、駐車場管理費について、藤堂委員の質疑を許します。

○藤堂委員

231ページの駐車場管理費2059万3950円。飯塚立体駐車場について、指定管理契約の状況をお尋ねいたします。

○建設政策課長

飯塚立体駐車場におきましては、経営改善を図る上で、令和3年度から24時間営業を導入したことに伴いまして、太平ビルサービス株式会社と、令和7年度までの5年間の指定管理契約を締結しておりまして、指定管理料については、1年間当たり1725万7千円となっております。

なお、現在、次期ですね、令和8年度から11年度までの指定管理者の選定を行っているところでございます。

○藤堂委員

今回の決算額では、指定管理委託料が1838万円程度になっておりますけれども、先ほどご答弁のあった委託料との差額についてお尋ねをいたします。

○建設政策課長

この差額につきましては、令和6年7月に発行されました新紙幣に対応するため、駐車場システム精算機ユニットの交換費用などによるものとなります。

○藤堂委員

次に、市債償還金について、元金が594万円、利子が17万4千円の決算額となっておりますけれども、これはいつまでに返していくのかお尋ねをいたします。

○建設政策課長

こちらにつきましては平成29年度から31年度にかけてまして実施いたしました大規模修繕に伴い、地方公共団体金融機構から3件、飯塚信用金庫より1件の借入れを行っておりまして、それぞれ償還期間は異なりますが、最終支払いは令和20年度となっております。

○藤堂委員

ざっくりですね、駐車場事業は営業損益で、997万5千円の赤字と。営業損益ですね、そこに約600万円の償還金とその差額分も含めて、1700万円を、おおよそ市から繰り入れている状況だと思いますけれども、今後同じことを続けていても、市からの依存っているのは抜け出せないわけでごさいます、何かしらの変化が必要かと思われまますが、そこに関しては

何か課題等々ございましたらお尋ねをいたします。

○建設政策課長

今質問議員が言われますとおり、毎年度一般会計からの繰入れを行っている状況でありますので、当然のことではあります、使用料収入を上げる取組や経費の削減を図ることが課題であるというふうに考えております。

○藤堂委員

私も、そのように思いまして、選択肢としては、やはり、値上げか、もしくは経費削減か、民間のPFIかみたいな形になろうかと思っております。先日、私は福岡市動植物園に行っただけですけども、隣に立体駐車場がございまして、大体200台ぐらいとめるところがあるんですけど、飯塚市は400台ぐらいですかね、ちょっと規模感はあるんですけど。そこがですね、AIカメラを入れていまして。非常にスムーズに出入りができて、入るのは簡単なんですけど、ちょっと感動しましてですね、その後ちょっと福岡市さんの所管のところにお話を伺いに行ってきました。このAIカメラ、インシャルコストがですね、大体2100万円ぐらいであったと。ランニングコストが年間168万円。めちゃめちゃ安い。今回のやつと比べると安いなど。比べるかどうかわれんですけども、精算機1台、同じですよ。入出庫場が1か所、飯塚市だと2か所になってくるので、金額はそこでちょっと違ってくるかなと思うんですけど、単純にその差額を飯塚市が仮にAIカメラを入れた場合だと1500万円ぐらい経費が浮くと、年間ですね、ということになりますので、インシャルに関しては大体1年半ぐらいで回収ができるというふうになります。会計上の利益ですと、大体700万円ぐらいになりますので、借入金は今6400万円ぐらいある中で、大体9年から10年ぐらいで全然返済はできると。これは市の繰入れなく計算をしているので、その後は単独で事業ができるんじゃないかと。今後維持管理もあるのでということを考えて、これ前向きに検討しているのではないかなというふうに思っております。ただ令和11年度まで指定管理をお願いしている中ではございますが、次回の検討というところで何か担当課としてご見解があればお願いいたします。

○建設政策課長

先ほど答弁いたしましたとおり、現在ですね、次期指定管理者の選定を現行の駐車場システムを使用するところで行っておりますので、この次期指定管理期間内においてですね、そういったAIカメラなどについても調査研究してまいりたいと考えております。

○藤堂委員

少し先のことになるかと思われませんが、ご検討のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長

次に、231ページ、駐車場事業特別会計、立体駐車場管理運営事業について、田中武春委員の質疑を許します。

○田中武春委員

最後になりますので、よろしく申し上げます。私のほうからは、立体駐車場の管理費についてですけども、成果説明書の132ページ、立体駐車場管理事業についてお尋ねしますが、まずは、この飯塚立体駐車場の利用台数の実績及び推移についてお尋ねいたします。

○建設政策課長

飯塚立体駐車場の利用台数につきましては、新型コロナウイルス感染症が5類となりました令和5年度以降でお答えいたしますと、令和5年度が10万2620台、令和6年度が9万3992台となっております、前年度比8628台の減、8.4%の減となっております。

○田中武春委員

駐車場の利用台数が減っているということなんです、多分これはゆめタウンの関係があるんだろうと思いますが、その要因を答弁してください。

○建設政策課長

その要因といたしまして、今質問委員が言われましたとおり、令和5年度におきましては、ゆめタウン飯塚の開業に向けた、建設関連業者や関係職員等の利用者が多かったことなどから、開業後となります令和6年度は減少したものと考えております。

○田中武春委員

それでは次に、立体駐車場の利用に当たり、定期券があったかと思えますけども、この定期券の種類と新規契約件数を含め、契約の実績の推移についてお尋ねいたします。

○建設政策課長

飯塚立体駐車場におけます定期券につきましては、7330円の1か月定期と2万800円の3か月定期がございます。新規契約件数につきましては、令和4年度が10件、令和5年度が58件、令和6年度が11件となっております。

また、1年間の継続契約も含めました件数で申しますと、令和4年度が157件、令和5年度が243件、令和6年度が172件となっております。

○田中武春委員

それでは次に、コスモスコモンやコミュニティセンターなど、今ちょっと工事中ですけど、行事やイベントに参加した際に駐車場の使用料金が減免されますが、使用料金の収入を考慮すると、この減免制度の見直しも必要ではないかと思えますが、どのようなお考えでしょうか、お尋ねします。

○建設政策課長

飯塚立体駐車場におけます駐車場利用料の減免の措置につきましては、コスモスコモンや近隣公共施設等において、飯塚市主催等によるイベントや行事などを実施する際に、講師等出演者や来賓、スタッフの方などを対象に減免をしておりますので、一応ですね、必要最低限の措置であるとは今のところは考えております。しかしながら、質問委員が言われますとおり、使用料収入への影響も否定できませんので、担当課等から減免申請があった際には、減免対象者など申請内容について、これまで以上にしっかりと審査をしていきたいと考えております。

これに加えて、使用料収入確保の観点から、指定管理者や周辺公共施設を所管する部署と協議し、全体的な利用客の増加に向けた取組について調査・研究してまいりたいと考えております。

○田中武春委員

それでは最後になりますけども、安定的に施設を利用するには、定期的な施設のメンテナンスが必要だというふうに思いますが、大規模改修の状況や日頃の維持管理等について、今どのように取り組んでいるのか、お尋ねします。

○建設政策課長

飯塚立体駐車場におきましては、平成29年度から31年度にかけて大規模修繕を行っておりまして、現在、大きな不具合等は生じておらず、良好な状態を維持できているものと考えております。また、日常的な点検や軽微な修繕については、指定管理料の範囲内で指定管理者が適切に実施しております。市といたしましては、今後につきましても、施設の長寿命化の観点から、必要に応じて計画的な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

○田中武春委員

飯塚立体駐車場は平成4年の開設から今年で33年目を迎えますけども、計画的に施設の長寿命化を進める必要があると思いますが、しかしながら昨今の物価高騰や人件費が高騰している状況の中で、今後の維持管理等を行っていくことを考慮した場合、現行1時間以内200円、1時間を超え4時間以内が310円など料金の体系がありますけども、この体系を見直して使用料収入の増を図ってはどうかというふうに思います。駐車料金の見直しを検討していただくよう要望いたしまして、この質問を終わります。

○委員長

次に、質問事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第9号 令和6年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第10号 令和6年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「財産に関する調書」及び「基金の運用状況に関する調書」に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、「財産に関する調書」及び「基金の運用状況に関する調書」に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は、会計ごとに行います。

最初に、「認定第1号 令和6年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。私は、「令和6年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」に反対の立場から討論します。

地方自治法は第6章議会、第2節権限、第96条の3において、決算を認定することと規定しています。第96条には15の権限が規定されていますが、これらには関連性があります。9月定例会における2024年度、令和6年度決算認定議案の審査は、一般会計決算、特別会計決算については、決算特別委員会が設置されたとはいえ、江口 徹議長が6月6日、飯塚市議会委員会条例の解釈を誤った指名を行ったために、4つの常任委員会が機能できない事態に陥り、総額1527億円に及ぶ一般会計、特別会計、企業会計の3会計決算は、市民の信頼確保に資する上で深刻な傷を残すものとなっています。

さて、こうした中で、監査委員の意見書についてであります。地方自治法は、第7章執行機関、第3節委員会及び委員、第5款において監査委員を規定しています。監査委員は、同法第198条の3において、その職務を遂行するに当たっては、法令に特別の定めがある場合を除くほか、監査基準に従い、常に公平不偏の態度を保持して監査等を行わなければならない。

2、監査委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を引いた後も同様とする規定しています。

この監査基準については、法令の規定により、監査委員が行うこととされている監査、検査、審査、その他の行為との規定があります。法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査、その他の行為の適切かつ有効な実施を図るための基準となっています。

令和2年、2020年ですけれども、4月1日飯塚市監査委員訓令第1号に明らかにした監査基準では、監査等の目的、第3条監査等の目的は、市の行財政運営について健全性及び透明性の確保に寄与し、また、事務の管理及び執行等について法令に適合し、正確で経済的・効率的かつ効果的な実施を確保し、もって住民の福祉の増進と市政への信頼確保に資することである。こういう規定があります。この点については、決算特別委員会初日に、代表監査委員は私の質問に答えて、飯塚市監査基準の第3条に明らかにしているが、監査の目的は、住民の福祉の増進と市政への信頼確保に資することと定めており、常に住民福祉の向上という目的を踏ま

えて監査を実施している。今後も地方自治の目的を念頭に監査等を行っていききたいと答弁しました。

市議会自体が現在、常任委員会が、また、議会運営の要となる議会運営委員会までが機能できない事態に陥っているとはいえ、この監査の目的に沿って正しく監査が行われ、監査委員意見書に結びついているかもチェックする必要がありました。

さて、2024年度は市民生活の上では、新型コロナウイルス感染症流行の社会的後遺症、物価高騰の荒波に対して市民生活と地元業者の経営をどう支えたかという視点が必要であります。その財政的体力はどうだったでしょうか。歳入総額は832億9872万円、歳出総額は812億6760万円の規模です。実質収支額を新型コロナウイルス感染症流行が年度末から始まった2019年度からの6か年の推移を見ますと、9億8882万円の黒字、10億8937万円の黒字、33億7697万円の黒字、14億613万円の黒字、20億5674万円の黒字、そして、決算年度2024年度が18億1032万円の黒字となっています。この黒字の5割が財政調整基金に積み立てられるわけであります。

それでは基金は、年度末残高の推移はどうなっているのでしょうか。財政調整機能のある財政調整基金、減債基金、2022年度新設の公共施設等整備基金を合わせた額は、その推移は154億2683万円、152億8195万円、164億5645万円、182億5635万円、163億1064万円、そして、2024年度末が168億5816万円です。公共施設等整備基金は新型コロナウイルス感染症流行が本格化した2020年度に設置されたわけですがけれども、10億242万円、13億6223万円、そして、決算年度2024年度末が15億7911万円とどんどん積み上がっています。公共施設等整備基金を除いた財政調整基金と減債基金の2基金だけでも、2024年度末は152億7904万円です。この2基金については、対象年度を2024年度、2025年度、2026年度とした3か年の財政見通しでは、2026年度目標60億円に対し、同年度推計117億4千万円と57億円を超えるものとなっています。2024年度末は推計156億9千万円に対し、実績としては決算152億8千万円です。おおむね推計に沿っていると言えます。

一方、市債はどうでしょうか。年度末現在高の推移は724億902万円、707億6930万円、696億5713万円、702億2016万円、670億6843万円、そして、2024年度末は市財政見通しの推計657億1千万円に対し637億8084万円、現状で推計に沿って減少傾向となっています。

この概要から見えてくるものは、こういうことではないでしょうか。無駄遣いするお金は1円もないが、住民福祉の増進のお金はきちんと確保できたということでもあります。選択と集中と言うなら、市民の声を反映してつくり上げてきた福祉の制度はさらに充実し、無駄遣いこそしっかりチェックすべきであります。

それでは、市長の市政運営はどうだったでしょうか。新型コロナウイルス感染症流行の社会的後遺症と物価高騰の下で苦しむ市民生活と地元業者の経営を目の前にして、過去最大水準の基金があり、国からの相当額の支援金もあったのに、しっかりした財政出動を行わず、不要不急の箱物づくりで借金を積み重ねた片峯前市政、それを継承する武井市政の財政運営は、市民が主役、暮らし第一とは到底言えないものであります。その背景には、市議会議員を含めて、特定の勢力となれ合い、特別扱いの拡大など、賭けマージャン事件による市長選挙が行われた2017年2月以降、副市長の市議会議員、業者との旅行、新体育館移動式観覧席入札官製談合疑惑、市幹部職員28人と部落解放同盟幹部との立食パーティー、副市長のパチンコと辞職表明、副市長の市議会議員との会食、市長の市議会議員との会食など、特に深刻化した不透明な市政運営があります。その姿については、本会議で詳しく指摘していきます。

公正で透明な市政へ流れを切り替え、不要不急の大型事業の無駄をやめれば、物価高騰から市民生活と地元業者の経営を守り、住民の福祉を増進できる財源はつくることができます。

「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち」を目指した第2次飯塚市総合計画を住民の立場から公正に見直して、第3次総合計画を策定する時期に入っています。市民住民協働の発展と市職員の正しい役割発揮が今求められているわけであります。全て公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。この日本国憲法第15条の規定は、市長、副市長、教育長、企業管理者をはじめ飯塚市職員において厳格に堅持されなければなりません。住民福祉の増進を図ることを本旨とする地方自治の二元代表制において、監視機関である飯塚市議会は、直ちに常任委員会並びに議会運営委員会の機能を回復し、市民に対する責任を果たさなければなりません。各分野の支出については、本会議で詳しく述べます。

以上で討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第1号 令和6年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに、賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第2号 令和6年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

国民健康保険特別会計歳入歳出決算につき、反対の立場で討論を行います。

物価高騰の下で市民生活と地元業者に重くのしかかった国民健康保険税です。2018年度末に7億6474万6千円だった国保給付費等準備基金は、2022年度末は9億3606万9千円となっていました。2024年度末で7億9867万円となったことを見ても、この準備基金を十分に活用すれば、国民健康保険税の負担軽減を図ることはできたはずですが、福岡県の標準保険料率の押しつけは認められません。高過ぎる国民健康保険税引下げこそ進めるべきであります。

マイナ保険証をめぐる混乱については、紙の保険証は有効期限が切れた場合でも、安心して病院にかかれるように、使えるように対応しなければなりません。

年金など差押え禁止財産しか入らない預金を全額差し押さえるやり方は、改めなければなりません。

以上で討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第2号 令和6年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに、賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第3号 令和6年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

介護保険特別会計歳入歳出決算につき、反対の立場で討論を行います。

2024年度は第9期計画、3か年計画ですけれども、その初年度でした。介護保険料については、今回引下げによる負担軽減はなお不足して、現在もなお県内自治体で一番高い水準であります。高過ぎる介護保険料を高齢者に押しつけ続けて、介護給付費等準備基金はため込み

金ですけれども、第8期初年度の2021年度末4億1763万6千円、2022年度末7億3912万円、2023年度末10億234万円、そして、第9期初年度の2024年度、さらに6133万円を積み増して10億6357万円と、過去最大へと膨れ上がりました。原資は全て高齢者の介護保険料であります。

武井市長の生活応援クーポン券、1人当たり5千円は、この介護保険料の支払いには役に立たない。これは高齢者の生の声であります。

また、介護適正化の掛け声の下で、介護認定が軽いほうに認定され、自己負担の重さと重なって必要な人が必要なサービスを受けられなくすることは認められません。

年金など差押え禁止財産しか入らない預金を全額差し押さえることは許されません。

討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第3号 令和6年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに、賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第4号 令和6年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてです。反対の立場から討論します。

高過ぎる保険料は高齢者の生活を脅かし続けています。

窓口負担は1割から2割、現役並み所得の場合は3割などとなりました。現在、負担2割を原則とする流れ、これは許されません。

そもそもこの医療制度は75歳以上の高齢者を差別的にくくり込む制度であり、制度そのものを私は認めることはできません。

年金など差押え禁止財産しか入らない預金を全額差し押さえることは許されません。

討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第4号 令和6年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに、賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第5号 令和6年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算に反対の立場から討論を行います。

飯塚オートレース事業の運営を包括的に一括委託する手法は、公営ギャンブルにはなじみません。包括的民間業務費は10億3601万円に上っています。

36億円もの巨額のメインスタンド新築建て替えは無謀でした。

討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第5号 令和6年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに、賛成の委員は举手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第6号 令和6年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第6号 令和6年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、認定することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第7号 令和6年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第7号 令和6年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、認定することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第8号 令和6年度 飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第8号 令和6年度 飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、認定することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第9号 令和6年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定に反対の立場で討論を行います。

三菱マテリアル炭鉱跡地の鯉田工業団地造成は不透明な経過をたどり、市民に多大な負担を押しつけて強引に進められました。将来生じかねない地盤の不具合による損害賠償を、鉱業法の定める最終鉱業権者である三菱マテリアルには求めないとした土地売買契約を結んでおり、市民に大きな不利益がかかりかねません。

飯塚あかね工業団地造成工事は不透明感がつきまといまいます。

以上で私の討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第9号 令和6年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに、賛成の委員は举手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第10号 令和6年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第10号 令和6年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、認定することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

正副委員長を代表いたしまして、一言お礼を申し上げます。9月定例会中に決算審査を実施し、限られた時間の中ではございましたが、充実した審査内容であったと思います。また、委員の皆さんのご協力によりまして、円滑に審査を終えることができました。ありがとうございました。

執行部の皆さんにおかれましても、通常業務繁忙の中、短い時間で資料作成から答弁準備まで対応していただき、本当にご苦労様でした。

さて、委員会審査の中で、各委員から指摘なり要望があっておりましたが、執行部におかれましては、この意を酌んでいただき、来年度の当初予算や今後の施策等への反映について十分に検討・協議していただき、市民福祉の向上のため、また市政発展のために、より一層ご尽力いただきますようお願いいたします。

以上、これもちまして、令和6年度決算特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。